



とくべつごう  
特別号

2020.6.5

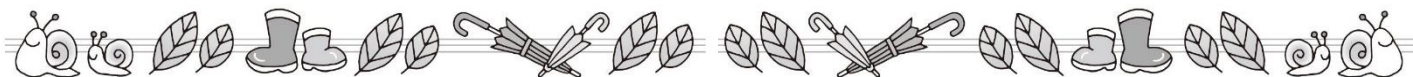
かわのしょうがっこう ほけんしつ  
河曲小学校 保健室



ほごしゃ かた  
【保護者の方へ】

かんせんしょうとう しゅつせきていし  
感染症等による出席停止について

しょうめいしょ とどけでしょ か  
**証明書が届出書に変わりました！**



これまで感染症等で出席停止となったとき、再登校時に、医師による「証明書」の提出を求めておりましたが、次の2点を理由に変更することになりました。

- ① 一律に提出を求めるべきものではないこと※1
- ② 再度医療機関を受診することによる保護者の負担や感染リスクの軽減を図ること

また近隣の市町村の情勢等も踏まえて、鈴鹿市においても令和2年度から、医師による「証明書」を廃止し、保護者が受診結果等を記入する「学校感染症届出書」に変更します。

※1 診断は、診察に当たった医師が身体症状及びその他の検査結果等を総合して、医学的知見に基づいて行うものであり、学校から特定の検査等の実施を全てに一律に求める必要はない。治癒の判断（治癒証明書）も同様である。

（学校において予防すべき感染症の解説〈平成30（2018）年3月発行〉より抜粋）

届出書は、裏面のとおりです。インフルエンザは、型（A・B）の記入もお願いいたします。また提出する前に、再度記入漏れがないか、ご確認ください。

※ 届出書は、学校からのお渡し、もしくは河曲小学校ホームページ各種書類からダウンロードすることもできます。

<インフルエンザ 出席停止期間 学校保健安全法>

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日

（幼児にあっては、3日）を経過するまで

インフルエンザの場合は、発症した日を0日目とカウントします。翌日から5日間は自宅待機とし、発症後6日目から登校可能です。

保護者様

学校名 鈴鹿市立河曲小学校

学校長名 川北 浩司

### 学校感染症届出書 提出のお願い

学校において予防すべき感染症にかかった場合には、学校保健安全法第19条に基づき、欠席ではなく「出席停止」となります。お子様が下記の感染症にかかったと思われる場合は、必ず医師の診断を受けてください。感染のおそれなくなり、登校できるようになりましたら、保護者の方が下記の必要事項を記入し学校へご提出ください。

これは、学校における蔓延予防の対策でありますのでご理解ください。

学校において予防すべき感染症	
第1種	①エボラ出血熱 ②クリミア・コンゴ出血熱 ③痘そう ④南米出血熱 ⑤ペスト ⑥マールブルグ病 ⑦ラッサ熱 ⑧急性灰白髄炎 ⑨ジフテリア ⑩重症急性呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る） ⑪中東呼吸器症候群（ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスに限る） ⑫特定鳥インフルエンザ（血清亜型がH5N1,H7N9に限る）
第2種	①インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） ②百日咳 ③麻疹 ④流行性耳下腺炎 ⑤風しん ⑥水痘 ⑦咽頭結膜熱 ⑧結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	①コレラ ②細菌性赤痢 ③腸管出血性大腸菌感染症 ④腸チフス ⑤パラチフス ⑥流行性角結膜炎 ⑦急性出血性結膜炎 ⑧その他の感染症

H27.1.21 施行

#### 【インフルエンザの登校可能日】

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症日（発熱当日）	発熱期間							
			解熱しても登校できません			登校可能		

（学校保健安全法施行規則に基づく出席停止期間の基準より）

### 学校感染症届出書

鈴鹿市立河曲小学校長 様

\_\_年\_\_組 名前\_\_

インフルエンザの場合

【病名】 \_\_ [ A ・ B 型 ] ※受診した医療機関に確認してください

【療養期間】 令和 \_\_年\_\_月\_\_日 ~ 令和 \_\_年\_\_月\_\_日

【受診した医療機関名】 \_\_

令和 \_\_年\_\_月\_\_日

保護者名\_\_

学校で予防すべき感染症の種類及び出席停止期間の基準に関する資料

	対 象 疾 病	出 席 停 止 の 期 間 の 基 準
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日 (幼児にあっては、3 日) を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により、学校医その他の医師において感染の 恐れがないと認めるまで

- \* 重症急性呼吸器症候群については、病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。
- \* 中東呼吸器症候群については、ベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。
- \* 鳥インフルエンザについては、血清亜型が H5N1 及び H7N9 とする。